

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

4 雇用・労働市場政策

経済運営と雇用

第二次石油危機以降の景気回復にあたり、日本では輸出の増大が主導的役割を果たしたが、これは国際的には貿易摩擦をひきおこし、その克服のためには内需拡大が政策の課題となった。八五年後半以降には、市場開放の行動計画(七月三〇日)、内需拡大策(一〇月一五日)が打ち出された。後者では、公共事業、住宅建設などのほか、別項(6)のように休日増加等による消費拡大も取り上げられた。八六年には、四月七日「国際協調のための経済構造調整研究会」(総理大臣の私的諮問機関。座長前川春雄前日銀総裁)の報告が公表され、大がかりな産業構造の転換政策が打ち出された。しかし、これらの政策が実現される以前に、いっそうの円高による輸出産業への影響が顕著となった。このように長期的および当面の課題として、労働力需給の不均衡を是正する総合雇用政策が必要となる。八六年一二月報道された経済審議会経済構造調整特別部会の中間報告はこの点を強調している。

貿易摩擦緩和も意図して、八五年九月二二日、G5(先進五カ国蔵相・中央銀行総裁会議)は、ドル高是正についての協調を決定したが、これを契機に、ドル高是正から急速な円高に進んだ。そのメリットがあらわれる以上に、デメリットとして輸出産業が打撃をうけ、また、八六年後半には不況感が強まった。政府の長期経済計画(一九八〇年代経済社会の展望と指針)の経済審議会の見直し報告(八五年末)は、消費拡大や民間活力利用により内需中心の四%程度の成長が計画どおり可能と見なしたが、八六年末の報告では、この成長は達成困難であるとの見解になった。政策としては、内需拡大、総合的雇用対策(労働力の構造的な不均衡是正、時間短縮、年齢層間ワークシェアリング)、機動的財政金融政策が必要であるとした。八六年には、これに先立って、政府は九月一九日内需拡大にかんする総合政策を決定している。

このように、経済運営の方向としては、雇用水準の維持、雇用の構造変化の円滑な推進が図られるべきこととされているが、財政当局は、予算編成において軍事支出以外の削減に努めているため、財政は内需拡大・雇用確保には寄与する見込みが少なかった。金融政策としては、国際協調のためあって八六年中に四回にわたり公定歩合が引き下げられているが、サービス分野等を除き投資は活発化しなかつた。

八七年度予算編成において一般会計の規模は前年並みであったのに、別項(2)のように、雇用対策関係予算の増加率は高く、労働市場において摩擦緩和が意図されているといえよう。

なお、雇用問題にかんし協議会を設置することが八六年一〇月三〇日、通産、労働大臣間で合意したことが報じられた。

一九八六年四月二三日、労働省職業安定局長は当年度の雇用の見通しと職業安定行政の重点施策(年次雇用計画)を公表した。この文書における、八六年度の職業安定行政の基本方針は、つぎの重点施策をおこなうとともに、公共職業安定所の需給調整機能を強化することにおかれた。要旨は以下のとおりである。

一 重点施策

(1) 経済情勢の変化に対応した機動的な雇用対策の推進

円高や構造的理由による不況地域等の関係都道府県に臨時雇用対策本部を設置するとともに、雇用調整助成金制度の機動的活用や特定不況業種、特定不況地域対策の実施により、関係労働者の雇用の安定に努めてきたが、今後とも業種、地域の動向を十分注視して、情勢の変化に的確かつ適切に対処していく。

(2) 本格的な高齢化への対応

第一〇四国会に「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を提出し、これは四月一日成立した。また、これとあわせて、八六年度予算においては、六五歳程度までの継続雇用の推進、再就職を希望する高年齢者の早期再就職の促進、定年退職後等における臨時、短期的就業の場の確保等を図るための施策の充実、強化を図った。今後、同法の施行を新たな出発点として、これらの高年齢者雇用就業対策を講ずることにより、本格的な高齢化社会の到来に積極的に対応していく。

(3) 国鉄余剰人員対策の推進

国鉄余剰人員対策については、八五年一二月に閣議決定された国鉄余剰人員雇用対策の基本方針を踏まえ、国鉄改革関連法案の一つとして再就職の促進にかんする特別措置法を今国会に提出した。今後運輸省、国鉄余剰人員雇用対策本部等関係省庁と協力して、同法案の成立に全力を尽くす。また、四月五日には、本省に国鉄雇用対策室を設置したが、今後、国鉄等関係機関と密接な連携をとりながら、国鉄職員再就職促進連絡会議の開催や、国鉄職員再就職対策要綱にもとづく求人開拓や職業紹介の実施等を通じて、一般産業界における雇用の場の確保に努めていく。

(4) 特別の配慮を必要とする人々への施策の推進

(1) 障害者の雇用対策については、一九八一年の国際障害者年を契機として策定された「障害者対策に関する長期計画」を基本とし、重度障害者に最大の重点を置き、障害の特性に応じたきめ細かな対策を推進してきたところであり、本年度もこの考え方にもとづき、ひきつづき施策を推進する。また、精神薄弱者への雇用率制度の適用の問題にかんしては、身体障害者雇用審議会の結論を踏まえ対処していく。

(2) 失業対策事業については、八五年一二月の「失業対策制度調査研究報告」の趣旨を尊重し、今後、就労者は六五歳未満の者としていくこととする。ただし、経過措置として本年度は、七〇歳未満の者を対象とし、以後経年段階的に就労者の年齢の上限を引き下げることとする。この制度改善を円滑に行うため、引退者に対する措置として、自立引退者特例給付金制度及び高年齢者就業機会開発事業(失対引退者団体委託事業)を実施する。

(3)さらに、新たに策定された第三次建設雇用改善計画にもとづき建設労働者の雇用改善を進めるほか、同和関係住民、中国引揚者等の雇用対策を講ずる。

二 公共職業安定所における需給調整機能の強化

(1)職業紹介機能等の強化

最近の労働市場の構造変化に即応するよう、業務取扱要領をさきに改革した。職業紹介サービス基本マニュアルの作成、職業分類の見直しをおこない、八六年一〇月より首都圏で総合的雇用情報システムを導入する。

(2)男女雇用機会均等法の円滑な実施

(3)労働者派遣事業の適正な運営の確保

不況地域等の雇用対策

一九八三年頃からの景気回復過程でも存在した構造不況業種・地域の失業に加え、八五～八六年に円高が加速されるにともない、輸出関連産業等における雇用問題を生じ対策の強化が必要となった。これらの構造的失業については、事業主にたいする賃金助成、離職者にたいする雇用保険の給付延長等のきめ細かい措置が講じられており、八六年一〇月現在の制度は第93表のとおりであり、同月現在、特定不況業種三三、不況地域三八、雇用調整助成金の指定業種一二〇が指定されている。円高不況の浸透にともない、八六年には雇用調整助成金の運用について若干の条件緩和措置がとられたが、同年九月一九日、政府が内需拡大にかんする総合経済対策を決定した際、雇用対策については、(1)雇用調整助成金の業種指定基準および助成内容の改善による失業の予防、(2)特別求人開拓の実施および特定求職者雇用開発助成金の助成内容の改善による高年齢者や不況業種、不況地域離職者等の円滑な再就職の促進、(3)過剰人員を抱えている業種について、出向等の活用、転職に必要な職業訓練の実施等による失業をとまなわぬ企業間産業間移動の促進を柱とする施策の強化、充実が盛り込まれた。

雇用調整助成金制度および特定求職者雇用開発助成金制度の改正については、中央職業安定審議会の議を経て、八六年一〇月二〇日から改善措置が実施されることとなった。

この措置は、雇用調整助成金および特定求職者雇用開発助成金の助成率の引上げ等を含むものである。その後さらに、労働省は円高の影響が大きい地域—燕、瀬戸、釜石など一二八市町村を八六年一二月五日より一年間「緊急雇用安定地域」に指定し、従来からの特定不況地域とあわせ、近似の条件で対策を講じることとした。

つぎに、八六年秋には、従来の諸対策および特定モデル地域にかんする「地域開発推進事業」を整理統合して、恒久的立法による、総合的雇用対策を実施する案が日程にのぼった。すなわち、中央職業安定審議会(大内力会長)は、八六年一一月一〇日、「地域雇用対策の整備、充実について」建議し、現行の地域雇用対策を整理、統合し、統一的、体系的に実施するため法的整備を図るべきであるとした。建議のおもな内容は以下のとおりである。

一 新たな地域の指定

雇用機会が不足し、雇用開発を積極的に推進する必要があると認められる地域を新たに雇用開発促進地域(仮称)として指定するとともに、そのなかで特に産業構造の変化等に伴い雇用情勢が悪化し、または悪化するおそれのある地域はさらに特定雇用開発促進地域(仮称)として指定を行い、所要の施策を講ずるものとする。

二 指定地域において講ずべき施策

1 雇用開発促進地域において講ずべき施策

- (1)市町村、労使団体、公共職業安定所等により「地域雇用開発会議」(仮称)をつくる。
(2)地域求職者の雇入れに対する賃金助成制度の新設

雇用開発の効果を高めるため、現行の定額支給を内容とする地域雇用促進給付金制度を抜本的に改正し、新たに賃金に対する定率支給を内容とする地域雇用開発助成金制度(仮称)を設けること。

第三セクターについては、長期の支給期間とすることを検討すべきである。

- (3)事業所の新・増設に対する雇用促進融資制度の新設

指定地域内において地域雇用開発実施計画の趣旨に沿った事業場の新・増設が行われる場合、建物、機械の建設、購入等に必要な資金について雇用促進事業団が融資を行う雇用促進融資制度を設けること。

- (4)雇用促進事業団による勤労者福祉施設等の設置

- (5)能力開発の促進

2 特定雇用開発促進地域において講ずべき施策

雇用情勢の特に厳しい特定雇用開発促進地域においては、現行の特定不況地域で講じている施策および雇用開発促進地域における施策に加え、更に雇用開発の促進、能力開発の推進、広域移動の円滑化等を図るため二(2)(3)の特別措置、第三セクター設立のための出資に対する補助制度、労働者の職業転換、広域移動の円滑化の施策を講ずる必要がある。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
